

10 セーフティネットによる生活支援			
主管課名	福祉健康部 生活福祉課		
主管課長名	宇津木 ゆみ子	電話番号	042-481-7092
関係課名 (組織順)	産業振興課, 福祉総務課, 高齢福祉担当, 障害福祉課, 健康推進課, ごみ対策課		
目的	対象	生活困窮者, 生活保護受給者	
	意図	自立して生活をおくることができる, 健康で文化的な生活をおくることができる	
施策の方向	生活保護に至る前の生活困窮者の早期把握に努め, 個々の状態に応じた適切な支援を行うとともに, 生活保護制度の適切な運用により健康で文化的な最低限度の生活を保障し, 自立に向けて継続的な支援を実施していきます。		

< 施策と関連するSDGsの目標（ゴール） >



1 令和3年度の振り返り — 取組実績 (DO)

施策の成果向上に向けた主な取組実績 施策における2つのアクション (①横断的連携による施策の推進 ②調布のまちの魅力発信)	
<p>(10-1 生活困窮者の自立支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ワンストップ型相談窓口「調布ライフサポート」(社会福祉協議会へ委託)では生活困窮者に関する包括的な相談, 支援プランの作成のほか, 他の制度・支援について情報提供を行った。 一体的に実施している就労準備事業・家計改善支援事業の利用促進に努めた。 離職等により経済的に困窮し家賃の支払いが困難な方に「住居確保給付金」制度の活用ができるように支援を行い自立の促進を図った。 調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」において, 生活困窮者世帯や生活保護世帯の中学生を対象に支援を行い, 進学や学習意欲等の向上につなげた。 <p>①横断的連携による施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども生活部との連携はもちろんのこと, 各種相談事業を所管する庁内関係部署との連携や地域福祉コーディネーター, ハローワーク, 居住支援協議会等の関係機関とも緊密に連携した。 ■連携テーマ1 「地域共生社会の実現に向けた取組」 生活困窮者就労準備支援事業では, 個々の困窮状況に応じて, 自立した生活を送れるように支援するため, 地域の多様な主体による支え合い体制の構築に向け, 地域福祉コーディネーターをはじめ地域包括支援センター, 地域支え合い推進員, 民生委員, こころの健康支援センター等の関係機関との連携を図った。 	<p>(10-2 生活保護制度に基づく適正な保護と自立支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が掲げる「漏給防止」「濫給防止」「自立支援」の3点を柱に適正な保護の実施に努めた。 「漏給防止」の取組として, 相談の際には, 生活保護制度等についての十分な説明や助言を行った。 また, 必要な方が生活保護に繋がるよう, 地域の方々からの情報提供に対しては, 迅速な現場確認に努めた。 「自立支援」では, 就労支援員が庁内ハローワークや民間職業紹介所の就職サポート事業を活用し, 被保護者の経済的な自立の促進を図った。また, 日常生活や地域社会において自立した生活を送れるよう, 金銭管理支援事業・自立促進事業を行い, 次世代育成支援として高校3年生までの通塾代や大学受験費用の助成を行った。 <p>①横断的連携による施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■連携テーマ1 「地域共生社会の実現に向けた取組」 <p>②調布のまちの魅力発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年8月から, 多摩地域では2番目となる先駆的な取組として, 市役所内にハローワーク常設窓口を設置し, 就労支援対象者への支援に取り組んでいる。
<p>< 令和3年度における施策の成果についての総括 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の相談窓口として, 「調布市生活ほっとあしん相談事業」を社会福祉協議会と連携し実施した。 生活困窮者自立支援法に基づき, 生活保護に至る前の段階の自立支援を図るため, 支援窓口であるワンストップ型の「調布ライフサポート」では, 住居確保給付金の支給や自立相談支援事業に加え, 家計改善事業・就労準備支援事業を一体的に実施することで生活困窮者の自立の促進を図った。また, 調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」を活用し, 子どもの学習支援・生活支援等を実施した。 生活困窮者に対する最後のセーフティネットとして, 生活保護制度の適切な運用に努めた。生活保護受給者の自立の促進を図るため, ケースワーカーが各関係機関と連携しながらきめ細かな訪問活動を行うとともに, 金銭管理支援や次世代育成にも取り組み, 自立支援に向けた支援体制づくりに寄与した。 	

まちづくり指標	基準値 (基準年度)	単位	実績値			目標値 令和4年度	達成状況* 令和3年度
			令和元年度	令和2年度	令和3年度		
1 就労支援対象者のうち、就労・増収した者の割合	87.0 (H29)	%	75.6	86.9	86.1	90.0	▼
2 就労支援事業等の参加者のうち、就労・増収した者の割合	46.1 (H29)	%	50.5 (H30)	45.3 (R1)	58.5 (R2)	50.0	◎
【特記事項】就労者数には、前年度から継続支援している対象者も含まれる。							

※R3年度の達成状況は、以下の区分により記号を記入

- ◎：目標値を達成
- ：前年度より向上した
- ▼：前年度より低下した
- ⇒：前年度と同じ
- －：数値未把握（調査未実施など）

◆まちづくり指標の目標達成見込み（令和4年度見込みを含めた現基本計画期間における達成度）

- ・達成見込みを次の区分により記号を記入
 - ◎：「目標値達成に向け順調に推移」
 - ：「目標値達成は現状難しいが、前年度より向上する見込み」
 - △：「目標値達成は現状難しく、前年度と同等又は悪化する見込み」

まちづくり指標	達成見込み	要因・課題 (目標達成・未達成の要因・次期基本計画に向けた課題等)
1 就労支援対象者のうち、就労・増収した者の割合 (目標値：90.0% 現状値：86.1%)	○	就労支援員及び委託事業所の担当職員、庁内ハローワークとの相互連携により支援対象者への積極的な支援の構築ができた。次期計画においては、支援体制の強化、利用の促進が課題。
2 就労支援事業等の参加者のうち、就労・増収した者の割合 (目標値：50.0% 現状値：58.5%)	○	就労支援により経済的自立の助長が図れた。次期計画においては、より安定した生活面の向上のための支援をどのように進めていくかが課題。

2 令和3年度の振り返り — 評価 (CHECK)

◆施策の成果向上に向けて、令和3年度に実施した取組に対する評価

※コロナ禍を踏まえたプロセス、実績、成果の総合評価

総合評価	A	S：「実施した取組において顕著な成果が得られた。」 A：「実施した取組において予定した成果が得られた。」 B：「実施した取組において一定程度の成果が得られた。」 C：「実施した取組においてあまり成果が得られなかった。」 D：「実施した取組において成果が得られなかった。」
評価理由	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の相談窓口として「調布市生活ほっとあんしん相談事業」を社会福祉協議会と連携しながら実施し、一人ひとりの状況に応じた生活支援事業（調布ライフサポート・住居確保給付金・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金）を案内することで必要な支援につなげることができたため。 ・新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化するなか、各種相談や住居確保給付金等の利用者が大幅に増加したが、組織横断的な連携による体制整備を図りつつ、市民に寄り添った対応を図ることができたため。 ・「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」を速やかに支給することにより、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けることができたため。 	

◆現基本計画期間（令和4年度見込みを含む）における施策の取組状況

・左欄と右欄において、丸数字で対になるよう記載

計画どおり・計画より進んだ取組等 (現基本計画で予定した成果が十分得られる)	今後の取組の方向 ※近隣自治体との比較があれば併せて記載
①様々な事情により、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある生活困窮者について、生活保護に至る前の段階から自立支援を図るため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援の実施。 ②生活保護法の改正により創設された「被保護者健康管理支援事業」を実施し被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進。 ③生活保護法の改正により創設された「日常生活支援居住施設」の活用。	①生活困窮者の相談窓口として「調布市生活ほっとあんしん相談事業」を社会福祉協議会と連携しながら実施し、一人ひとりの状況に応じた生活支援事業（調布ライフサポート・住居確保給付金等）を案内することで、必要な支援につなげる。 ②調布市では令和2年度から事業を実施。健康診断を受けていない被保護者への受診勧奨を行うほか、生活習慣病の予防・改善に向け、保健師による6箇月間の保健指導により被保護者における健康保持の推進を図るとともに、日常生活の自立を支援する。 ③令和2年10月から日常生活支援居住施設への委託を開始した。単独での居住が困難な被保護者について、家事等に関する支援・健康管理支援・金銭管理支援等の日常生活を支援する取組を継続する。
計画より遅れた取組等 (現基本計画で予定した成果が得られない)	遅れの理由や次期基本計画に向けた対応課題等 ※近隣自治体との比較があれば併せて記載

◆現基本計画期間（令和4年度見込みを含む4年間）における施策の成果についての総括

・生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立を図るため、支援窓口であるワンストップ型の「調布ライフサポート」を設置し、住居確保給付金の支給や自立相談支援事業に加え、家計改善事業・就労準備支援事業を一体的に実施することで生活困窮者の自立の促進を図った。また調布市子ども若者総合支援事業「ここあ」を活用し子どもの学習支援・生活支援を行った。 ・生活困窮者に対する最後のセーフティネットとして、生活保護制度の適正な運用に努めた。生活保護受給者の自立の促進を図るため、自立に向けた体制づくりに寄与した。		
評価	B	【評価区分】 現基本計画期間（令和4年度見込みを含む4年間）に対する進捗状況について、S～Dの5段階で評価 S：「計画以上に進捗した。予定以上の取組成果が得られた。」 A：「計画どおりに進捗した。予定した取組成果が得られた。」 B：「概ね計画どおりに進捗した。一定の取組成果が得られた。」 C：「進捗にやや遅れがみられた。あまり取組成果が得られなかった。」 D：「進捗に大きな遅れがみられた。ほとんど取組成果が得られなかった。」

3 次期総合計画期間を含む中長期的な施策の方向（2030年代を見据えた方向） — （ACTION）

◆施策を取り巻く状況【A】（国、東京都・近隣自治体の動向など）を踏まえた取組の方向

※次期基本計画における重要な視点となる「デジタルトランスフォーメーション（DX）・スマートシティ」、「カーボンニュートラル」、「産学官連携」のほか、施策横断的なテーマである「共生社会の充実（パラハート）」、「安全・安心（防災・減災・防犯・感染症対策）」、「ソフト・ハードが一体となったまちづくり（中心市街地整備、地域別まちづくり、都市計画道路整備）」に関する状況や方向を記載

・右欄は左欄に対応する丸数字を記載

	市政に与える影響	左記を踏まえた市の対応課題・取組の方向
全国的な潮流・傾向等	①一般医療保険制度においては、令和3年3月から保険証の代わりに個人番号カードを用いたオンライン資格確認が施行された。一方、生活保護制度の医療扶助については、令和3年6月に「全世代対応型社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により生活保護法が改正され、個人番号カードを利用した医療扶助のオンライン資格確認の導入が令和5年度中を目途に施行される。 ②生活保護システムの標準化への移行。	①令和5年度中の導入を目指し、今後の具体歴な運用の在り方や必要なシステム改修について検討していく。 被保護者に係る、個人番号カードの取得状況の確認及び取得の促進に取り組む。 ②令和7年度中の保護標準準拠システムへの移行に向けた準備作業が必要になる。
自治体の動向等 東京都や近隣	③TOKYO チャレンジネットを設置し、生活支援居住支援及び資金貸付相談を実施。	
その他		

◆施策を取り巻く状況【B】(国, 東京都・近隣自治体の動向など)を踏まえた取組の方向

※上記の施策を取り巻く状況【A】の項目以外で, 法改正・制度改正などの状況や方向を記載

・右欄は左欄に対応する丸数字を記載

	市政に与える影響	左記を踏まえた市の対応課題・取組の方向
全国的な潮流・傾向等	<p>①全国の生活保護受給者数は, 平成27年3月をピークに減少に転じている。令和3年11月現在の生活保護受給者数約204万人, 生活保護世帯数約164万世帯。</p> <p>全国の生活保護新規申請件数は, 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け令和2年4月に2割強増加した後, 一時は減少したものの増加傾向で推移。</p> <p>②生活扶助基準については, 一般低所得世帯の消費実態との均衡が図られているか定期的に見極めるため, 5年に1度検証を行うとともに, 社会状況を総合的に勘案して改定を行っている。</p>	<p>①新型コロナウイルス感染拡大の状況等を踏まえた, 適切な保護の運用にかかる周知徹底及び保護脱却に向けた就労支援体制整備等に取り組む。</p> <p>②生活扶助基準の見直しについて引き続き適切に対応していく。</p> <p>③保護率は, 東京都及び近隣の市においては減少傾向となっているが, 調布市は微増傾向にある。増加の要因としては, 市内に入院施設のある大規模な精神病院があり, 精神障害者施設やグループホームも多くみられ, 他市と比較して保護受給者世帯に占める傷病・障害世帯の割合が多いことが考えられる。また, 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたことにより, 令和2年度から保護の新規開始世帯数が増加し続けている。</p>
東京都や近隣自治体の動向等	<p>③令和4年2月現在の保護率比較(東京都及び26市の数値は, 東京都福祉保健局の福祉・衛生行政統計による)</p> <p>東京都は20.0%で前年度比0.2ポイント減少</p> <p>26市平均は17.4%で前年度比0.1ポイント増加</p> <p>調布市は13.5%で前年度比0.3ポイント増加</p>	
その他		

施策10「セーフティネットによる生活支援」に関連する基本計画事業

計画コード	38	重点P		-
事務事業	生活困窮者自立支援事業			総合戦略 ●
所管部署	福祉健康部 生活福祉課 生活福祉係			
事業概要	<p>就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方の自立を支援するため、生活困窮者の早期把握に努め、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を実施する。 ワンストップ型の相談窓口（自立相談支援機関）において、様々な相談支援や関係機関との連絡調整等を行い、生活困窮者の自立を支援する。</p>			
[PLAN▶DO▶CHECK]				
活動内容（事業費ベース）	計画目標	令和3年度		
		（計画）	（当初予算）	（決算・実績）
	○生活困窮者自立支援事業の実施	○生活困窮者自立支援事業の実施 ・自立相談支援機関の運営 ・住居確保給付金の支給 ・就労準備支援事業の実施 ・家計改善支援事業の実施 ・子どもの学習支援事業の実施	○生活困窮者自立支援事業の実施 ・自立相談支援機関の運営 ・住居確保給付金の支給 ・就労準備支援事業の実施 ・家計改善支援事業の実施 ・子どもの学習・生活支援事業の実施 ○検証を踏まえた事業の実施	○生活困窮者自立支援事業の実施 ・自立相談支援機関の運営 ・住居確保給付金の支給 ・就労準備支援事業の実施 ・家計改善支援事業の実施 ・子どもの学習・生活支援事業の実施 ○検証を踏まえた事業の実施
	事業費（千円）	57,286	119,079	95,726
	債務負担行為等による用地取得費	0	0	0
令和3年度取組実績	<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり <input type="checkbox"/> 計画遅れ <input type="checkbox"/> 計画前倒し <input type="checkbox"/> コロナ影響			実績評価 ◎
説明	<p>生活困窮者自立支援法に基づく、ワンストップ型相談窓口（自立相談支援機関）を調布市社会福祉協議会に委託し、生活困窮者の生活に関する包括的な相談を受け付けるとともに、生活上の課題整理を行ったうえで支援プランを作成することで、就労支援等の各種支援を実施した。 令和3年度は1349人の新規相談を受け付け、そのうち194件の支援プランを作成し継続的な支援を行うことで、167人の就労決定に結び付いた（前年度からの継続含む）。令和元年度から新規で行っている家計改善支援事業は19人、就労準備支援事業は53人が利用した。また、就労支援中の家賃について支給する「住居確保給付金」については、215人が利用した。 「子ども・若者総合支援事業」の一環として、「子どもの学習・生活支援事業」を実施し、生活困窮家庭の中学生37人が、延べ1471回利用し、高校生世代は53回利用した。</p>			
				
[ACTION]				
今後の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 有効性改善 <input type="checkbox"/> 効率性改善 <input type="checkbox"/> 財政面改善 <input type="checkbox"/> 市民参加と協働の取組改善			
今後の取組の方向	<p>引き続き生活困窮者に対する自立相談支援事業に加え、就労準備支援事業と家計改善支援事業を一体的に実施し、生活が困窮している方を支援していく。 子どもの学習・生活支援事業は、「子ども・若者総合支援事業」の一環として子ども生活部と連携し、生活が困窮している方を支援していく。 ◆自立相談支援機関（調布ライフサポート）及び住居確保給付金は、引き続き社会福祉協議会の小口資金や市の生活福祉相談、緊急援護資金貸付等とともに、「調布市生活ほっとあんしん相談事業」の一つとして、市と社会福祉協議会が連携し、生活が困窮している方に対する支援として継続していく。</p>			

※新型コロナウイルスの影響に関連する内容は冒頭に「◆」印を記載しています。

施策10「セーフティネットによる生活支援」に関連する基本計画事業

計画コード	39	重点P		-
事務事業	自立支援事業の充実			総合戦略 ●
所管部署	福祉健康部 生活福祉課 生活福祉係			
事業概要	被保護者の個々の状況や自立阻害要因を把握，類型化したうえで，対象となる被保護者を選定し，自立支援プログラムを策定，適用することにより，個々の被保護者に対して自立支援プログラムに基づき，必要な経済的自立，日常生活自立，社会生活自立に向けた支援を組織的に行う。			
[PLAN▶DO▶CHECK]				
活動内容（事業費ベース）	計画目標	令和3年度		
		(計画)	(当初予算)	(決算・実績)
	○自立支援専門員の配置	○経済的自立に向けた支援 ・就労支援員による支援 ・就労や就労意欲形成に関する支援	○経済的自立に向けた支援 ・就労支援員による支援 ・就労や就労意欲形成に関する支援	○自立支援専門員の配置
	○支援プログラムの策定・支援	○日常生活自立に向けた支援 ・金銭管理・健康管理に関する支援	○日常生活自立に向けた支援 ・金銭管理・健康管理に関する支援	○支援プログラムの策定・支援
	○就労による自立の促進	○社会生活自立に向けた支援 ・次世代育成に関する支援	○社会生活自立に向けた支援 ・次世代育成に関する支援	○就労による自立の促進
	○自立促進事業	○自立促進事業の実施	○自立促進事業の実施	○自立促進事業
	事業費 (千円)	65,841	60,628	57,754
	債務負担行為等による用地取得費	0	0	0
令和3年度取組実績	<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり <input type="checkbox"/> 計画遅れ <input type="checkbox"/> 計画前倒し <input type="checkbox"/> コロナ影響			実績評価 ◎
説明	ケースワーカーと就労支援員が市役所本庁舎内に常設されているハローワーク窓口のほか，民間事業者による就労意欲喚起や求人開拓等の就職サポート事業を活用する中で，それぞれが連携しながら，きめ細かな就労支援を行った。その結果，就労支援を行った174人のうち，57人が就労につながり，9世帯が生活保護から自立することができた。金銭管理支援事業については，98世帯の利用があり，被保護者が日常生活支援や，地域社会において自立した生活を送れるよう支援を行うことができた。また，通塾代等の助成を受けた人数は28人で，被保護世帯の中学3年生は全員進学することができた。			
				
[ACTION]				
今後の方向	<input checked="" type="checkbox"/> 現状継続 <input type="checkbox"/> 有効性改善 <input type="checkbox"/> 効率性改善 <input type="checkbox"/> 財政面改善 <input type="checkbox"/> 市民参加と協働の取組改善			
今後の取組の方向	傷病，障害世帯等，就労支援の対象とならない被保護者が増加しているが，就労が可能な被保護者については，就労に結び付けるための支援を行った。引き続き，就労可能な被保護者に対しては，就労準備事業を含め，就労に向けた支援を行っていく。 自立促進事業については，小・中学生の受給者が減少しており，塾代等の利用が減っているが，引き続き対象者への周知を行い，利用促進を図る。 ◆新型コロナウイルス感染症の影響により，依然として，休業等により一時的に収入が減少する方や離職者等が増えることが予測されることを受け，令和2年度に開始した「調布市生活ほっとあんしん相談事業」のもと，引き続き，社会福祉協議会との連携を強化することで，包括的な支援体制の充実を図り，効果的な支援を行っていく。			

※新型コロナウイルスの影響に関連する内容は冒頭に「◆」印を記載しています。